

## 瑞浪市広告宣伝支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが減少した市内の事業者が行う広告、宣伝等に要する費用を補助することにより、事業活動の継続を支援し、市内経済の活性化を図るため、当該事業者に対し、予算の範囲内において瑞浪市広告宣伝支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2) 事業所 現に事業を営んでいる事業所、事務所、営業所、店舗、工場その他事業に必要とする施設で市長が認めるものをいう。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 市内の事業所において次のいずれかに該当すること。
  - ア 令和2年1月から申請日の属する月の前月までの売上げが前年又は前々年同月と比して5%以上減少している月が1月以上あること。
  - イ 事業を開始して1年を経過しない者にあつては、補助金の交付申請の日の属する月の前月の売上げが当該月の前3月間における月平均の売上げと比して5%以上減少したこと。
- (3) 岐阜県が作成する「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の交付を受け、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施していること。
- (4) 瑞浪市が運用する事業者向けメールマガジン「ビジサポ」に登録していること。
- (5) 次に掲げる事業を行う者でないこと。

ア 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

（6） 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、市、国又は県等の行う他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、交付決定日から令和5年2月21日までに補助事業者が外注により実施する事業に要する費用で、次に掲げるものとする。

（1） 新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折込みに要する費用

（2） パンフレット、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、カタログ、クーポン券等印刷物の作成及び配布に要する費用

（3） ラジオ、テレビ等のCM制作及び発信に要する費用。ただし、市内に本社を有する事業所が実施するものに限る。

（4） ホームページの作成、更新、修正に要する費用

（5） その他営業活動の促進に資すると市長が認める費用

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助事業者に対し、1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助申請者は、瑞浪市広告宣伝支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（1） 確認書兼誓約書（様式第2号）

（2） 事業計画書（様式第3号）

（3） 補助対象経費算出の根拠となる書類の写し

（4） 第3条第2号に該当していることが確認できる資料の写し

（5） 市内での事業実態が確認できる書類の写し

（6） 個人事業者にあつては、本人確認ができる書類の写し

(7) その他市長が必要と認めるもの

(軽微な変更)

第7条 規則第8条に規定する軽微な変更は、補助事業に要する経費の20パーセント以内の減少に係る変更をいう。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して、30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、瑞浪市広告宣伝支援補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 収支決算書(様式第5号)

(2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し

(3) 補助事業が実施されたことがわかるもの(成果物又はそのデータ、写真等)

(4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の請求)

第9条 補助事業者は、規則第11条の規定により補助金等確定通知書の通知を受けたときは、令和5年3月10日までに瑞浪市広告宣伝支援補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により交付された補助金の返還については、同日後もなお効力を有する。